

令和4年

第4回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和4年第4回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和4年4月27日 午前10時00分開会
午前11時00分閉会

2. 場 所 国立市役所2階 議会委員会室

出席者

1. 遠藤 利光 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳
4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 達哉 6. 澤井 武
8. 関 貞雄 9. 関 藤子 10. 田中 賢治

事務局

- 事務局長 堀江 祥生 農政係長 名古屋 悠
農政係主任 山本 雅一 農政係主任 檜垣 賢
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 2件
(3) 生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願 1件

5. 協議事項

- (1) 農業委員会だより56号について

6. 報告事項

- (1) 生産緑地の追加指定の案内文配布について

7. その他

【遠藤会長】 皆さんおそろいなので始めさせていただきます。議事録署名委員、小鹿倉薫委員、佐伯達哉委員、よろしくお願い致します。議題に入ります。(1)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書、1件、お願い致します。

【事務局長】 資料1ページをお開きください。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出で、議案番号は17番になります。農地の所在、地目、面積、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は2ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 この件につきましては北島委員が現地確認を行っています。ご報告をお願い致します。

【北島委員】 きれいにしていて、特に問題はありませんでした。

【遠藤会長】 ありがとうございます。この件につきましてご質問はございますか。ないようでするのでご承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、(2)相続税納税猶予に関する適格者証明書、2件です。1件目について、A委員は当事者となりますのでご退席を頂いて協議したいと思います。

(A委員退席)

【遠藤会長】 事務局、お願いします。

【事務局長】 それでは、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の1件目ですが、3ページをご覧ください。農地等の相続人氏名、被相続人に関する事項の住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積につきましては記載のとおりとなります。2番の農地等の相続人に関する事項の相続人は記載のとおりとなります。被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、相続農地等による農業経営の開始年月日、今後引き続き農業経営を行うことに関する事項につきましては記載のとおりとなります。特例の適用を受けようとする農地等の明細につきましては、4ページ、5ページ、6ページの明細書記載のとおりとなります。場所は7ページ、8ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。この件につきましては、私と会長職務代理、両班長で現地確認をさせて頂きましたが、特に問題はございませんでした。この件につきましてご質問を承りたいと思います。ないようでするのでご承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(A委員着席)

【遠藤会長】 続きまして、2件目です。よろしくお願い致します。

【事務局長】 資料9ページをお開きください。農地等の相続人氏名、被相続人に関する事項の住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の農地所有面積につきましては記載のとおりとなります。2番目の農地等の相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前における農業に従事した実績の有無、相続農地等による農業経営の開始年月日、今後引き続き農業経営を行うことに関する事項につ

きましては記載のとおりとなります。特例の適用を受けようとする農地等の明細につきましては、10ページの明細書をご覧ください。明細書の番号5番の生産緑地ですけれども、この生産緑地の一部に農業用倉庫があるということで、11ページに求積図がございますが、こちらの農業用倉庫の面積を引いた面積となっています。場所は、12ページ、13ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ここにつきましても先ほどと同じ日に4人で現地確認をさせて頂きました。2か所につきましては円滑法の関係で前にお話があったと思います。今回、農業用倉庫がありまして、その辺の筆がよく分からなかったなのでこの測量図をつけて頂いて実際の面積が出ています。周りも果樹等植木が植わっており、よく管理がされていました。この件についてご質問を承りたいと思います。

【澤井委員】 この測量図ですけれども、この全体が納税猶予を受けるという意味でしょうか。

【事務局長】 この農業用倉庫の面積を除いた面積となります。

【澤井委員】 それで生産緑地として課税されていない部分が一部あるというお話を聞いたかと思いますが、その辺がこの測量図上どういうふうになっているかというのが分からないのですが。

【事務局長】 課税上もこの農業用倉庫というのは生産緑地内の宅地として課税をされています。

【澤井委員】 そうすると、この倉庫以外の部分については全て納税猶予を受けると、そういう意味でしょうか。

【事務局長】 そうです。そのような形になります。

【澤井委員】 農業用倉庫よりも南に宅地と生産緑地の境界があると、そういう意味ですね。

【事務局長】 倉庫の南側は今回買取申出を出していますので、そちらは宅地に変わる予定です。

【澤井委員】 倉庫の南側の辺りに線が引かれると、そういう意味でしょうか。

【事務局長】 そうですね。

【澤井委員】 それは買取申出をされるときにまた別の測量図が出るという意味ですか。

【事務局長】 もう買取申出はされて、受理されたと聞いています。

【澤井委員】 その違いがこの図面だけでははっきり分からなかったのです。分かりました。

【遠藤会長】 南側については買取申出ということで納税猶予は受けませんよということですね。いかがでしょうか。

【澤井委員】 結局、農地パトロールで行ったときにその線の確認というのが分かりやすくなっているのかどうかですけれども。ほぼ倉庫で見ればいいと、そういうことですね。

【事務局長】 現状に即した形にはなっていたと思います。倉庫を含めて必要部分、北側が生産緑地ということで見て頂ければ大丈夫かと思えます。

【澤井委員】 分かりました。

【遠藤会長】 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 では、ご承認ということでよろしくお願い致します。続きまして、(3)生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願、1件、お願いします。

【事務局長】 資料14ページをお開きください。生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願で、申出者の住所、氏名、買取申出事由の生じた方の氏名、住所、申出する方との続柄、買取申出事由が生じた日につきましては記載のとおりとなります。買取り申出生産緑地の明細書につ

きましては15ページのとおりとなります。16ページには公図がついていまして、場所は17ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ここは皆さんもよく見ていると思いますけれども、観賞用の緑肥作物を植えて、今ちょうど刈り込みが終わったところです。何かご質問があれば承ります。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 ご承認ということで、協議事項に入ります。農業委員会だより56号につきましてお願い致します。

【事務局】 資料19ページをご確認ください。次の発行が8月を予定しており、記事内容の確認と、委員の皆様を担当して頂きたい箇所の確認ができればと思います。例年ですと1ページ目に田植えが、2ページ、3ページ目にゲストスピーカーが多く載る構成となっています。「※次号に延期の可能性あり」というところが皆さんへのご相談内容ですけれども、その2つ下の3つ目の黒ぼちの「農業者の皆様へ」というところで、「円滑化法での貸借の事例を紹介」と書いてございまして、これが例年と違う新しい記事として56号に大きく掲載できたらと思っているところです。2月の総会で、初めて農業者から農業者への貸借が市内で成立したということもございまして、実例としてうまく扱うことができれば今後の貸借の推進にもつながるのではないかと事務局でも期待しており、もし可能であれば当事者へのインタビューみたいな形で扱いたいと思っています。他市さんの農業委員会だよりを見ていると、やはりそういった形でPRを推進しているところも多く、魅力的な記事も散見されたので、国立市でもうまく活用できないかと調整をしているところです。本記事のスペースが大きく設けられた場合、ゲストスピーカーの記事が1月号なのでちょっと先になってしまいますが、Aプラン、Bプランが終わって、稲刈りも終わってという総括のタイミングとなるので、1月にまとめて報告するのがいいかなと思っているところです。他記事につきましては前号までを踏襲しているところが大きいのですが、4ページ目の「シリーズ認定農業者紹介」は次回で3掲載目になりまして、Bさん親子、お父さんからご了承を頂けているのでインタビューを実施したいと考えています。また、Cさんが新規認定をされましたのでそのご紹介もしながら全体の構成を考えています。この内容について皆様からのご意見を頂きたいのが1つと、委員の皆様の割当てですが、今回、お二方ご担当を決めさせて頂きたいと思っております、1ページ目の田植えについての記事が空欄になっていきますので、今日皆さんでお名前を決めて頂きたいと思っております。2ページ、3ページ目のゲストスピーカーについても割当てをしたいのですが、場合によっては次号にずれてしまう可能性があるため、不確定な中で決めて頂くことになって恐縮ですが、この2点をご協議頂ければと思います。以上です。

【遠藤会長】 まず、田植えについてとゲストスピーカーの記事についての担当を決めさせて頂きたいと思っております。いつも関藤子委員と小鹿倉委員にお願いしているのですが、慣れたところでしょうか。やりたいという方がいればまた別ですけれども。よろしいでしょうか。

【関(藤)委員】 私は田植えのほうをやります。

【遠藤会長】 では、田植えについては関藤子委員にお願いします。ゲストスピーカーについては小鹿倉委員にお願いします。円滑化法ですけれども、この間も市長を交えてお話がありました。これから農地を守っていくためには、小規模農業者の育成ももちろんあるのですが、後継者がなかなか難しい面もあります。円滑化法という法律がありますので、これからの国立市の農地を少しでも保全をしていくためには、意欲のある、スタッフもそろっているご家庭にお任せしてもいい

のかなというようにお話もありました。国立市だけではないと思いますけれども、こういう形のスタイルが浸透をしていけばいいなと考えています。そういう意味で記事を大きめに取って、紹介をさせて頂き、理解をしていって頂きたいと考えていますが、その辺について皆さんの積極的なご意見を聞かせて頂ければと思います。田中委員からお願いします。

【田中委員】 どのくらいの内容でやるのでしょうか。円滑化法の今回出た事例があるのですけれども。

【事務局長】 法整備のことを手厚く扱うというより、貸す方も借りる方も懸念等あると思いますので、きちんと事務局が間に入って、そういったものもクリアしながら、借りることができる、貸すことができるというのをイメージしてもらえるのが一番の目的です。

【田中委員】 具体的な例のほうが分かりやすいですね。

【事務局長】 おっしゃるとおりで、もし可能であれば実例として紹介させて頂きたいのですが、当事者のご意向もあると思いますので、案を幾つかお持ちして、なるべくご迷惑がかからないような形で、具体的に他の農業者の方にイメージしてもらえよう記事にしたいと思っています。

【田中委員】 これは見開きで2ページぐらいの文字数でしょうか。

【事務局長】 そうですね。上段を2ページにまたがってもいいかもしれませんね。

【田中委員】 逆に、ゲストスピーカーは次号に回して総括みたいな形で入れたほうがいいのかと思います。

【事務局長】 その場合は小鹿倉委員にご迷惑がかからないように、ゲストスピーカーの記事がどのくらいのボリュームになるのか、そもそも次号にずれるのかというのも早めに決めてご相談をさせて頂きたいと思います。

【小鹿倉委員】 分かりました。

【関（藤）委員】 すみません、私はお休みをしていたのでよく分かっていなくて申し訳ないですけれども、これは農家さん同士の貸し借りということですのでよろしいのでしょうか。

【事務局長】 今までも貸借の事例はあったのですけれども、法人に貸すようなケースがほとんどでした。それはそれでとてもいいことですけれども、農業振興係としては、次代を担う農業者が借り手となって地元の農業が盛り上がっていくことは好ましいことなので、今回、初めて農業者から農業者へという貸し借りが生まれたのはとてもありがたいので、それが推進されていけばと考えています。

【関（藤）委員】 分かりました。

【関（貞）委員】 貸借の法整備等については、自分ももう少し知識を得たいです。

【遠藤会長】 新しいことで、とりあえずスタートしましたので、一つ一つ一緒に勉強していきましょう。澤井委員、いかがでしょうか。

【澤井委員】 農業者の方も高齢化されていて、農地も全て適正に管理できていないというような方も農地パトロールの中では見受けられますので、そういった方に対して分かりやすく、農地を簡単に貸し借りができる、耕作面積を広めたいというやる気のある若手の農業者の方もいらっしゃるでしょうから、双方にとっていい制度だと思いますので、そういったことでアピールしていければと思います。

【佐伯委員】 今回初めてということで皆さんが注目をされているので、これをきっかけに広く話が行き渡り、畑の管理ができなくなって困っている高齢者の方に情報発信ができるようになれ

ばいいなと願っています。また、農業委員会だよりの取材については、借りた方も、貸した方も負担にならないように配慮して頂ければいいと思います。ちょっと話がそれてしまいますけれども、米生産部会のほうで先日、谷保天満宮でもみのおはらいをしたのですけれども、もし差し支えなければ、農業委員会のほうでもみのおはらいとして玉串料を払って、農業委員会だよりに、谷保天満宮でおはらいを受けたもみを使って田植えの準備を致しましたとか明記できれば小学生の受けもいいのかないかと思いましたが、その点もちょっとご協議して頂ければと思っています。

【小鹿倉委員】 私も掲載することについてはよろしいと思います。貸す方、借り方のご同意を得ればというお話ですけれども、これを機会としてこういう事例があるということを紹介して頂ければ、今後、そういうことを考えていらっしゃる方の参考になるのではないのかなと思いますので、できれば進めて頂ければと思います。

【北島委員】 とてもいいことだと思います。取組が推進されていけば、国立市の農業振興につながっていくのではないのでしょうか。

【遠藤（良）委員】 私もいいと思います。特に、畑を耕している若い人にこういう貸し借りをして農地を守って頂いて、農業の活性化が進めばいいと思います。

【遠藤会長】 総括として前向きに取り組んでいったらという話でございます。その取組に当たっても、スタートしたばかりなので、あまり波風を立てない形で取材等をして頂けたらと皆さん思っているようなので、その辺、よろしくお願い致します。農地の貸借は、高齢の所有者だけでお話しできないと思います。跡継ぎの方も交えながらお話ししていかなければこの話は進まないと思います。いろいろな事例が出てくると思いますので、その都度協議をしていきたいと考えています。今のもみの玉串料というお話が出ましたけれども、この辺は予算化というのはできるのでしょうか。

【事務局長】 玉串料となると宗教との関係にもなりますので、そこは確認しないと答えはできないと思います。

【佐伯委員】 今回も谷保天満宮でおはらいをしたので、そんなPRを農業委員会から発信できて、小学生にも谷保天満宮でおはらいを受けた縁起のいいものだと思ってほしいという思いがあったのでちょっとお話ししました。

【事務局長】 おはらいを受けたものを種もみとして購入するというのであれば種もみの購入代ということになるのですが。

【佐伯委員】 天神米は谷保天満宮で命名してもらって販売しているお米という形で少しずつ定着をしてくれているので、そんなこともあって一応お話ししました。

【遠藤会長】 よろしいでしょうか。農業委員会だよりについてはこれで終了と致します。続きまして、報告事項です。（1）生産緑地の追加指定の案内文配布についてです。よろしくお願い致します。

【事務局】 資料20ページ、21ページになります。毎年この時期に市内農業者の皆さんに農業協力委員を通じて配布を、市外在住の方には郵送をさせて頂いている生産緑地の追加申請に関するご案内になります。今年も都市計画課が窓口になって追加申請を受け付ける時期になったのですが、2点ほど留意点がございます。まず期間ですけれども、例年ですと7月の中旬から下旬というスケジュールだったのが、東京都との調整の兼ね合いもあって1か月ほど前倒しでご準備をされていると伺っています。都市計画課からは市報等を通じて既に農業者の皆さんには周知をされているところですが、ここで改めてご案内文が行きますのでその日付がずれているということです。もう

一つが、20ページの下の1つ目の米印、筆の一部を追加申請する場合については事前の分筆が必要になりますのでお願いしますということが書かれています。運用としては去年もこのような形でやってきたのですが、改めてここで明文化をされています。他は大きく変わっている文言はないのですが、今日、農業委員の皆さんにご覧になって頂いて確認が取れましたら、5月に入って早々に市内の農業者の皆さんに配布、市外の方には郵送で事務局で対応させて頂ければと思っていますのでご確認をよろしくお願いします。以上です。

【遠藤会長】 今年から追加申請については事前に分筆をお願いしたいということと、時期が少し早まりましたということでご理解を頂いて、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、その他です。農地の貸借及び野生鳥獣による農作物被害状況アンケートについて、お願い致します。

【事務局】 資料22ページをご確認ください。毎年東京都から通知が来ているのですが、野生鳥獣による農作物の被害状況についての調査依頼です。例年ですと、この場で農業委員の皆さんに被害状況等を口頭で確認させて頂いて、あとは農協さんに確認をして、おおむねのところを把握して報告という形で動いてきたのですが、昨年の農業委員会総会の場で、やはり被害状況というのが非公式なものを含めてちょっとずつ膨れ上がってきているというコメントも皆さんから頂いて、市としても次回の調査の際には少し能動的に調査をしたほうがいいのではないかというご意見を頂いたところです。それも踏まえて、資料23ページから26ページのアンケート調査の文章を作りまして、実は、既に作付面積調査に同封して農業者の皆さんに配布をさせて頂いています。いい機会なので貸借についてもアンケート調査をさせて頂き、25ページから野生鳥獣による農作物の被害状況のアンケートを、あまり複雑にし過ぎても回答率が下がるかなというところで、なるべくシンプルな回答を頂けるように項目を準備して作り上げています。被害状況があったのかなかったのか、具体的にどういった被害だったのか、おおむねの被害金額はどの程度だったのかというところを調べさせて頂いているところです。その結果が順次集計されてきていますので、5月24日が東京都への回答期限になりますので、そこまでに集計できたものについては東京都にまず報告をする。東京都の調査とはまた別に、こういった情報というのは国立市でも定期的に調べていくことが予算化や今後の手だてを考える上でも必要なことだと思いますので、国立市としても実施する意義はあるということで今回やらせて頂いています。事後報告になって申し訳なかったのですが、こういった形で対応をさせて頂いているという報告になります。以上です。

【遠藤会長】 皆さんのところに作付面積調査と一緒に届いたと思います。こういうアンケートは、実際の動物も見えていないし、被害状況からチェックする以外しかなくて、アバウトでなかなかやりづらいけれども、全然やらないよりはよいのではないかと。電気柵を自分で入れている方も見受けられ、あちこち困っていると思いますので、今回こういう形でやらせて頂きました。ご承知おき頂きたいと思います。続きまして、国立市第3次農業振興計画中間評価報告書(素案)について、お願い致します。

【事務局】 総会の資料とは別にお配りした冊子をご確認ください。令和3年度が農業振興計画の中間評価の年に当たり、その事務をしているという報告を何回か総会の場をお借りしてさせて頂いたかと思いますが、その素案が3月末に完成をしたので今日お持ちしました。この後パブリックコメントを行い、市民の方々に公表をしてご意見を賜るというプロセスが控えています。5月

中にその対応をして、必要に応じてこの素案を修正し、最終的に市長の決裁を経て一般公開する流れになっています。文量が多くて申し訳ないのですが、お持ち帰りになって頂き、文言についてのご指摘や内容について何か気になったところがありましたら、5月20日（金）までにご一報を頂ければと思います。資料の9ページから12ページに施策が76個ありまして、これらの中で14個の重点施策、特に重要だと考えられる施策について5年間でどう進んできたのかというのが17ページ以降に施策ごとに評価されています。農業者のアンケート結果や各事業の推進状況、関係する課や農協さんをはじめとした組織がどういうふうに取り組んできたのか、そういったことも踏まえて採点をしております。めくって行って頂くと、農地パトロールや農業委員会だより、稲作体験のことも非常に手厚く書いています。稲作体験は国立市独自の取組というのが他市さんから話を聞いていると分かってきたこともあって、これからも大切に守りながら学校と連携をしていくべきところかなと思っておりますけれども、そういったことも書かせて頂いております。49ページ以降は、これも皆さんに何度かご覧になって頂いたものになるのですが、令和3年にかけて手厚く行った農業者の皆さんへの調査内容の結果がありまして、これもこの報告書に生かされています。多面的にいろいろ材料を集めて施策の評価を行った素案になります。パブリックコメントも終わって、素案が最終的な報告書として完成した際には改めて皆さんにご案内できればと思っております。よろしくお祈りいたします。以上です。

【遠藤会長】 何かあれば連絡をとということですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【遠藤会長】 次に、令和4年度稲作体験学習会事業農機具借り上げ料について、お願い致します。

【事務局】 総会資料27ページ、28ページをご確認ください。毎年、稲作体験事業の現地作業に伴って草刈り機やトラクターをお持ち頂いた分に対して借り上げ料として謝礼をお支払いさせて頂いているところですが、令和4年度における借り上げ料の一覧になります。28ページは昨年度までのもの、27ページが今年度のもので、灰色になっているところが直した箇所です。表現が分かりづらいところがあったので修正しています。28ページの昨年度までのところでいくと、備考のところ、燃料代や薬剤が実費と書いてあるのですが、これが農業委員の皆さんに負担して頂くものなのか、国立市のほうで予算化するものなのかというのが分かりづらくて、実際に昨年度お金をお支払いする際に会計の部門から指摘がありました。今年、この実費という表現をなくしてあります。27ページの下のところ、「※燃料費および搬出入料込み」ということで、その料金のところに入っていると明記されているのが変わっているところになります。大きく変わったところはその箇所、あとは、文言が多少変わっているところはあるのですが、料金は据置きです。ご了承頂けるようであれば、この一覧を使って、5月から作業が順次始まってまいりますので、事務局で皆さんにお持ち頂いた機械等を集計して、1月以降、全ての作業が終わったタイミングでお支払いできるようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

【遠藤会長】 これでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【遠藤会長】 続きまして、3月農業委員活動記録カード集計結果になります。

【事務局】 3月の農業委員活動記録カードの集計結果を発表致します。A「総会、全員協議会」10件、C「その他の会議等」4件、E「市民・教育・福祉等との連携活動」1件、F「現地確認」5件、I「その他」12件、以上、32件でした。あと、本日お配りした活動記録カードですが、

グリーンなものになっていると思います。28ページの次のページの別-1をご覧頂きたいのですが、本年度から活動記録カードの内容が変わりますという通知が来ています。2. 内容の(1)の下線のところを見て頂きたいのですが、「1日の活動につきカード1枚に記録することとし、1日に複数の活動を行った場合にはカード1枚に全て記録するものとする。」とあります。今までは1つの活動に1枚というふうをお願いしていたのですが、今年度からは、1枚の中にその日の全ての活動を書いてくださいということになります。ここが大きく変わりました。続きまして、その同じ(2)の力のところを見て頂きたいのですが、農地の見回りや確認ということで、「※日常の農作業等のなかで、農地を確認したなど短時間の活動についても漏れなく活動として記録する。」とあります。この辺も今まであまり書くことがなかったことかと思しますので、もしこのような活動があった場合は書いて頂ければと思います。続きまして、(4)活動目標ということで、農業委員1人当たり月6枚(6日)以上を目標とするとあります。続きまして、それ以降別添となっている別-2-1から別-2-4までは、農業会議から来ました令和4年度農業委員会活動推進要領となっています。こちらは読んで頂ければと思います。よろしくお願い致します。以上です。

【遠藤会長】 今、事務局から言われたとおり、今年度から1枚で複数の活動を記入、短時間でも漏れなく記入ということです。それでは、5月の総会日程ですけれども、5月26日で大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 すみません、会場ですが、2階委員会室と書いてあるのですが、3階の第4会議室、農業委員会事務局の目の前の会議室に変更させて頂きましたので、よろしくお願い致します。もう1点、総会資料の別-3-1の令和4年度の主要行事日程というところで、2月に予定されています第64回農業委員会・農業者大会ですが、年始に頂いた予定ですと2月17日(金)ということで皆さんにご案内していたところですが、日程が2月16日(木)に変更となったということで東京都農業会議から通知が来ました。場所がJ:COMホール八王子というところで、昭島と比べたら相当時間がかかると思いますので、出発等のタイミングもまた事務局で準備してご案内できればと思います。まだ先ですがご予約を頂ければと思います。時間は午後になりますので、総会を午前中にやって、お昼を食べてバスに集合という流れになるかと思えます。以上です。

【遠藤会長】 以上をもちまして総会は終了とさせて頂きます。ありがとうございました。

—了—